

官報

号外

昭和三十四年一月二十七日

第三十一回 参議院 會議録 第八号

昭和三十四年一月二十七日(火曜日)午後三時三分開議

議事日程 第七号

昭和三十四年一月二十七日

午後三時開議

第一 國務大臣の演説に關する件

○議長(松野鶴平君) 御報告いたします。

去る十四日、議長は、皇居において、天皇陛下に拝謁し、また、東宮仮御所において、皇太子殿下にお目にかかり、皇太子殿下納采の儀につき、賀詞を奉呈いたしましたところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から、御懇篤な御言葉を賜りました。

その他諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二月二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 西郷吉之助君
法務委員 西田 信一君

昭和三十四年一月二十七日 参議院會議録第八号 議長の報告

文教委員	山本 利寿君	社会労働委員	西田 信一君
同	坂本 昭君	同	坂本 昭君
同	常岡 一郎君	同	常岡 一郎君
社会労働委員	有馬 英二君	農林水産委員	西郷吉之助君
同	藤原 道子君	運輸委員	成田 一郎君
同	中山 福蔵君	同	井上 知治君
農林水産委員	伊能 芳雄君	同	柴谷 要君
運輸委員	稻浦 鹿蔵君	通信委員	中村 正雄君
同	前田佳都男君	建設委員	山本 利寿君
同	中村 正雄君	同	稻浦 鹿蔵君
通信委員	柴谷 要君	同	前田佳都男君
同	高良 とみ君	同	高良 とみ君
建設委員	後藤 義隆君	決算委員	松岡 平市君
同	成田 一郎君	同日内閣委員会において当選した理事	
同	井上 知治君	は左の通りである。	
決算委員	林田 正治君	理事 竹下 豊次君(竹下豊次君の補欠)	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。		同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。	
地方行政委員	伊能 芳雄君	公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	
法務委員	有馬 英二君	同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。	
文教委員	後藤 義隆君		
同	藤原 道子君		
同	中山 福蔵君		

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(田畑金光君外五名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海上運送法の一部を改正する法律案

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に關する特別措置法案

国民健康保険法案

国民健康保険法施行法案

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

海上運送法の一部を改正する法律案

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に關する特別措置法案

国民健康保険法

国民健康保険法施行法

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に關する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況計算書

同日本院は、国土総合開発審議会委員田村文吉君の辞任による補欠として岸良一君を指名した旨を内閣に通知した。

官報(号外)

<p>同日本院は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員岸良一君の辞任による補欠として安部清美君を指名した旨を内閣に通知した。</p> <p>同日本院は、離島振興対策審議会委員西川弥平治君の逝去に伴い欠員となつた同委員の補欠として青山正一君を指名した旨を内閣に通知した。</p> <p>去る十二月二十二日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定に基く昭和三十三年年度の債権の現在額に関する報告を受領した。</p> <p>去る十二月二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>文教委員 中山 福藏君</p> <p>社会労働委員 常岡 一郎君</p> <p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>文教委員 常岡 一郎君</p> <p>社会労働委員 中山 福藏君</p> <p>去る十二月二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>内閣委員 柴野和喜夫君</p> <p>法務委員 安井 謙君</p> <p>農林水産委員 横川 信夫君</p> <p>農工委員 松野 孝一君</p> <p>建設委員 木島 虎藏君</p> <p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p>	<p>内閣委員 安井 謙君</p> <p>法務委員 横川 信夫君</p> <p>農林水産委員 柴野和喜夫君</p> <p>農工委員 木島 虎藏君</p> <p>建設委員 松野 孝一君</p> <p>同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。</p> <p>理事 稻浦 鹿藏君(稻浦鹿藏君の補欠)</p> <p>同 前田佳都男君(前田佳都男君の補欠)</p> <p>同日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、即日これを承認した。</p> <p>委員派遣承認要求書</p> <p>一、目的 郵政事業、電気通信事業及び電波監理並びに放送に関する実状を調査し、今後の委員会の審査に資する。</p> <p>第一班 石坂 豊一 三木 治朗</p> <p>第二班 松平 勇雄 山田 節男</p> <p>第三班 最上 英子 鈴木 強</p> <p>一、派遣地</p> <p>第一班 石川県、福井県</p> <p>第二班 愛知県、静岡県</p>	<p>第三班 大阪府、京都府</p> <p>一、期間</p> <p>第一班 一月十一日から一月十四日まで四日間</p> <p>第二班 一月十一日から一月十四日まで四日間</p> <p>第三班 一月十一日から一月十四日まで四日間</p> <p>一、費用 概算六二、四〇〇円</p> <p>右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。</p> <p>昭和三十三年十二月二十五日</p> <p>通信委員長 三木與吉郎</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p> <p>去る十二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>地方行政委員 伊能 芳雄君</p> <p>文教委員 藤原 道子君</p> <p>社会労働委員 坂本 昭君</p> <p>農林水産委員 西郷吉之助君</p> <p>農工委員 森田 豊壽君</p> <p>運輸委員 小西 英雄君</p> <p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>地方行政委員 西郷吉之助君</p> <p>文教委員 坂本 昭君</p> <p>社会労働委員 藤原 道子君</p> <p>農林水産委員 伊能 芳雄君</p> <p>農工委員 小西 英雄君</p>	<p>運輸委員 森田 豊壽君</p> <p>同日内閣から左の報告書を受領した。</p> <p>第二十七回、第二十八回及び第二十九回の国会において採択された諸願の処理経過</p> <p>去る十二月二十七日議長は、去る同月二十三日議決された議員吉田萬次君に対する弔詞を贈呈した。</p> <p>去る十二月二十八日議員寺本廣作君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。</p> <p>去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>予算委員 山本 米治君</p> <p>同 田村 文吉君</p> <p>議院運営委員 竹下 豊次君</p> <p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>予算委員 一松 定吉君</p> <p>同 竹下 豊次君</p> <p>議院運営委員 田村 文吉君</p> <p>去る五日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、即日これを承認した。</p> <p>委員派遣承認要求書</p> <p>一、目的 昭和三十三年年度予算の執行状況調査の一環として、最近における一般経済事情、公共事業(災害復旧事業を含む)の進捗状況並びに地方財政の状況等を現地について調査し、今後の予算審査に資する。</p> <p>一、派遣委員</p> <p>第一班 一松 定吉 高田なほ子 千田 正</p> <p>第二班 苦米地英俊 矢嶋 三義 竹下 豊次</p> <p>一、派遣地</p> <p>第一班 大阪府、滋賀県</p> <p>第二班 鹿児島県、宮崎県</p> <p>一、期間</p> <p>第一班 昭和三十四年一月十一日から一月十五日までの五日間</p> <p>第二班 昭和三十四年一月十日から一月十六日までの七日間</p> <p>一、費用 概算九三、六〇〇円</p> <p>右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。</p> <p>昭和三十四年一月五日</p> <p>予算委員長 井野 碩哉</p> <p>参議院議長松野鶴平殿</p> <p>去る七日議員横川信夫君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。</p>
--	---	--	---

去る六日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、去る七日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 租税行政、金融事情、専売事業の実情等について実地調査を行い、税制改正、金融政策等の審議に資する。

一、派遣委員

第一班

前田 久吉 平林 剛

土田國太郎

第二班

木暮武太夫 小林 孝平

椿 繁夫

一、派遣地

第一班 大分県、宮崎県

第二班 香川県

一、期間

第一班 昭和三十四年一月十一日から一月十七日まで七日間

第二班 昭和三十四年一月十四日から一月十八日まで五日間

一、費用 概算九三、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。
昭和三十四年一月六日

大蔵委員長 前田 久吉

参議院議長松野鶴平殿

去る九日各委員長から提出した左の委員派遣変更を要求書記載の通り議長は、即日それぞれこれを承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和三十四年一月五日提出し、同月五日議長の承認を得た昭和三十三年度予算の執行状況調査の一環として、最近における一般経済事情、公共事業(災害復旧事業を含む)の進捗状況並びに地方財政の状況等の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第二班吉米地英俊」とあるのを「第二班横山フク」に変更いたしたい。
右要求する。

昭和三十四年一月九日

予算委員長 井野 碩哉

参議院議長松野鶴平殿

委員派遣変更承認要求書

昭和三十三年十二月二十五日提出し、十二月二十五日議長の承認を得た郵政事業、電気通信事業及び電波監理並びに放送の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第三班最上英子、鈴木強」とあるのを「第三班三木與吉郎、鈴木強」に変更いたしたい。
右要求する。

昭和三十四年一月九日

通信委員長 三木與吉郎

参議院議長松野鶴平殿

去る十四日皇太子殿下納采の儀につき、議長は皇居において、天皇陛下に拝謁し、左の賀詞を奉呈した。

皇太子殿下の納采の儀を本日までたく行われられましたことは国民のひとしく喜びとするところであります。

参議院はここにつつしんで慶賀の意を表します。

天皇陛下から左のお言葉を賜わつた。

参議院の丁重なる祝詞を受け誠に喜びに堪えません。

ついで、東宮御所において、皇太子殿下におめにかかり、左の賀詞を奉呈した。

皇太子殿下の納采の儀が本日までたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります。

参議院はここにつつしんで慶賀の意を表します。

皇太子殿下から左のお言葉を賜わつた。
参議院の丁重なる祝詞に深く感謝いたします。

同日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、即日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 産業及び貿易事情を調査し法律案の審査に資する。

一、派遣委員

古池 信三 栗山 良夫

一、派遣地 愛知県、三重県

一、期間 昭和三十四年一月十九日から一月二十二日まで四日間

一、費用 概算二〇、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。
昭和三十四年一月十四日

参議院議長松野鶴平殿

委員の辞任を許可した。

予算委員長 竹下 豊次君

参議院議長松野鶴平殿

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日内閣から左の議案を提出した。

同日内閣から左の議案を提出した。

同日内閣から左の議案を提出した。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

特別被害復旧特別会計法を廃止する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

糸衝安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

糸衝安定特別会計法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案を提出した。

同日内閣から左の議案を提出した。

同日内閣から左の議案を提出した。

昭和三十四年一月二十七日 参議院會議録第八号 議長の報告 會議 故議員文教委員長長竹中勝男君に対する追悼の辭

をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十四年度一般会計予算

昭和三十四年度特別会計予算

昭和三十四年度政府関係機関予算

昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)

予算委員会に付託

去る二十四日内閣から、左記の者を中心更生保護審査委員会に任命致したいので犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を求めるとの要請書を受領した。

昭和三十三年十月十五日任期満了の横溝光暉の後任 坂西 志保

昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 竹下 豊次君

地方行政委員 岸 良一君

大蔵委員 杉山 昌作君

文教委員 常岡 一郎君

社会労働委員 田村 文吉君

農林水産委員 島村 軍次君

商工委員 加藤 正人君

運輸委員 後藤 文夫君

予算委員 豊田 雅孝君

決算委員 後藤 文夫君

同 常岡 一郎君

議院運営委員 島村 軍次君

懲罰委員 野田 俊作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田村 文吉君

地方行政委員 島村 軍次君

大蔵委員 加藤 正人君

文教委員 竹下 豊次君

社会労働委員 常岡 一郎君

農林水産委員 後藤 文夫君

商工委員 岸 良一君

運輸委員 杉山 昌作君

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 法務委員会に付託 社会福祉事業法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 恩給法の一部を改正する法律案 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案 法務省設置法の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 文部省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

警察法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

通信委員会に付託

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

日満了となるので後任者の推せんを願いたい旨の要求書を受領した。

参議院議員 松澤 靖介君

同日内閣から、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員である参議院議員伊能繁太郎君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日法務大臣から、内閣を經由して破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第三十六條の規定に基き、昭和三十三年団体規制状況の年次報告を受領した。

議長(松野龍平君) これより本日の會議を開きます。

議員文教委員長長竹中勝男君は、昨十六日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

中野文門君から発言を求められました。この際、発言を許します。中野文門君。

「中野文門君登壇、拍手」

○中野文門君 ただいま議長から御報告のありました通り、文教委員長長竹中勝男君は、昨二十六日、京都において扶心堂のため急逝されました。同僚

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

同日内閣から、左記の者の社会保障制度審査委員会としての任期は、二月五日

議員としてまことに痛惜にたえません。ここに同君の生前を想起し、つつしんで哀悼の意を表するものであります。

竹中君は、明治三十一年長崎県に生まれ、同志社大学を卒業の後、北米シカゴ大学の大学院で社会学を専攻され、マスター・オブ・アーツの学位を得られ、さらに、ローチエスタ神学校に学んで神学修士の称号を得られたのであります。なお、昭和二年から三カ

年間、東京帝国大学文学部大学院において研鑽を積まれました上、昭和四年、母校同志社大学の教授に招聘せられました。自來、昭和二十八年まで実に四分の一世紀にわたる長い歲月を、学究として、教育者として終始せられたのであります。同志社大学においては社会学科の主任教授として、社会学、社会政策等を担当され、その深奥な学識と明快透徹な講義は、学生の信望はもろろんのこと、同僚教授の尊敬を一身に集めておられたのであります。その間、文学部長として、あるいは評議員として大学の行政に参与され、また、日本社会学会、日本社会政策学会等の理事、幹事として、これらの学会の発展に努力されましたほか、学究としての業績もまことにめざましいものが、昭和二十六年には、「社会

福祉研究」により文学博士の学位を受けられましたし、その著書等も十数種の多きに達しておりますが、昭和二十八年、推されて参議院議員に当選の後、同大学の講師及び評議員として今日に至っておられるのであります。

竹中君は、本院においては、社会労働委員、外務委員として、きわめて精勵格勤、その豊富な経験と卓越した識見をもって、労働、厚生関係の各種の法案や外務関係の案件の審議に当られ

ましたほか、社会保障制度審議会委員、日本ユネスコ国内委員会委員として活躍されました。特に昨年六月、文教委員長に就任以来、よく衆議をまとめ、身をもって委員会運営の円滑な推進に努力されましたことは、各位のひとしく御承知の通りであります。

竹中君は、人となり温厚篤実、事に當って真摯、人に対しては常に温容をもって接せられ、まことに長者の風格をしのばせるものがありました。従って、君は、何人からも敬愛され、信頼される人柄でありましたので、平素から公私ともにすこぶる御多端でありましたが、最近、特に京都の御自宅と東京との間の往復も頻繁であった模様でありましたから、おそらくその過労が病魔の侵すところとなったのであります。

しよ。今突如として幽明境を隔て、もはや再び君の温顔をこの議場に拝見することのできなくなりましたことは、まことに悲しみにたえないところでありました。

今や内外の諸情勢ますます多端でありまして、国会の責務もまたいよいよ重大ならんとするときに当り、竹中君のごとき円熟有能の士を失いましたことは、ひとり本院のためののみならず、国家のためにも痛恨さわまりないことでありました。

ここに同君の御逝去に対し、つつしんで哀悼の辞を捧げますとともに、衷心より御冥福をお祈りする次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) お語りいたしました。竹中勝男君に対し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員文教委員長正五位勲三等竹中勝男君の長逝に対しましてつ

つしんで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国務大臣の演説に関する件。

内閣総理大臣から施政方針に關し、外務大臣から外交に關し、大蔵大臣から財政に關し、世耕国務大臣から經濟に關し、それぞれ発言を求められております。これより順次発言を許します。岸内閣総理大臣。

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 第三十一回国会の休会明けに臨み、昭和三十四年度予算を提出して国会の審議を求めると、これは、当面する内外の諸情勢と、これに対処する所信を明らかにしたいと思ひます。

国民がひとしくお待ちしていました皇太子殿下の御婚儀が近くとり行われますことに對し、私は、心からお喜びの言葉を申し上げたいと存じます。

皇太子殿下は、伸びゆくわが國の希望の象徴であります。全国民の胸に抱いているこの喜びが同胞親愛のきずなとなつて、明るい次の時代が築かれることを期待してやみません。

施政の方針を述べるに當り、まず、私は、さきの国会が変則のままに推移したことについて深く遺憾の意を表します。

申すまでもなく、緊張する国際間にあって、よくわが國の自立をはかり、福祉國家を築き上げることは、わが國の民主政治に課せられた使命であります。私は、この見地に立つて、さきに日本社会党の鈴木委員長と率直な意見の交換を行い、自民、社会の両党が、その政策を異にするところはあつても、議會政治といふ共通の場において、寛容と互譲の精神に立脚した話し合いを進め、もつて國政運営の実をあげることを誓ひ合つたのであります。

私は、今般再び自由民主党の総裁に選ばれたに際し、反省すべきは反省し、党内、閣内の結束を固め、議會政治の信用を回復し、ここに思いを新たにして國政の推進に當ることにより、積極的に責任を果す決意であります。

最近、多年にわたる貴重な試練の結果よりやく樹立された二大政党内閣に疑いを抱く者が一部にあるのであります。二大政党内閣こそは憲政の常道を確立するものと、私は固く信するのであります。もとより、政府、与党内反省すべきものもありますが、社会主義政

官報(号外)

党の性格を労働者階級を主導力とする階級政党であるべきであるとし、その目的達成のためには社会経済の機能を麻痺させるようなストライキをも許さないと揚言する政治的主張のありますことは、誠に感心を要するところでありませぬ。(拍手、発言する者あり)政治は、高い理想を追いつつも、国の安全と国民生活の向上に責任を持つべきであつて、現実を無視して足元を踏みはずすことは許されないのであります。われわれは、いかなる場合においても、秩序のうちに着実な進歩を求めらるべきであります。そこには、少からぬ忍耐を必要とし、一見回り道と思われぬ経路をたどらなければならぬことでもあります。このような努力なくしては、民主主義政治の進展は期せられないと信するのであります。私は、両党がもろもろの政策の是非を論ずる前に、このような反議会政治思想の動きに明確に対決する基本的立場を堅持し、民主主義のよりよき発展を見出す共通の場としての国会の権威をいよいよ上揚揚してゆくことを深く期するものであります。(拍手)

最近の国際情勢を顧みますと、各国首腦の不断の努力にもかかわらず、東西両陣営相互の不信の念は依然根深く、その対立関係はいまだ解消を見るに至っておりませぬ。他方、科学の急速な進歩は、ついに、人類の活動を宇宙にまで広げましたが、大宇宙においてこれを平和目的にのみ利用する保証はいまだなく、今日到達し得た科学技術は、一たびその目的を誤れば、直ちに人類の破壊を招くこととなります。このような世界の現状において、われわれは、単に手をつかねて平和を望むような消極的態度をとることなく、建設的かつ具体的な努力によつて、世界平和の維持と促進に貢献しなければなりません。このような使命に基き、わが国は、世界の安全保障機構としての国際連合に協力し、核実験の禁止、中近東等の同地的紛争の解決等に關して積極的な努力を払ってきたのであります。

かくのごときわが平和外交の目標は、人間の自由と尊厳を基調として国民の福祉を増進しようとする自由民主主義国家の理念と秩序の維持発展にあるのであります。国民の一部に、わが外交の方向を中立主義に求むべきであるとする主張がありますが、このよきな政策は、わが国を孤立化し、ひいては共産陣営に巻き込む結果を招くこととなるのであります。いわんや、当初からこれを積極的に意圖するものありませぬ。特に警戒を要するところでありませぬ。従つて、わが国は、このような中立主義をとらず、みずから安全を保障するに当り、志を同じくする自由民主主義諸国と固く提携し、国際社会における信義を貫きたい考えであります。わが国が日米安全保障条約を締結したゆえんもここにあつたのであります。しかしながら、その締結後七年を経過した今日、わが国の自衛力の漸増と内外情勢の推移に伴い、これに合理的な調整を加へ、日米兩國が対等の協力者としてその義務と責任を明らかにすべき段階に到達しましたので、政府は、国民の納得と支持を得て、米國との交渉を進めたい考えであります。

翻つて、世界各国との国交は、年を追つてその範圍を広げ、かつ、緊密の度を加えて参りました。特に、インドネシア、イラン、インド、フィリピン各國の元首を初め、海外諸國からの指導的人物の来訪により、これら諸國との親善關係は一段と深められたのであります。また、かねてから政府が重要な視てきた東南アジア諸國等の經濟開發については、今後、技術と資金の両面において協力の道を廣げることとし、一そその促進に努める方針であります。

昨年五月以來、日中間の貿易が中絶しておきますのは、双方にとつてまことに不幸なことでありませぬ。双方がいたずらに過去の経緯にとらわれることなく、互いにその政治的立場を理解しつつ、通商の再開を望むものであります。

わが經濟界は、調整の過程にあつた一年を送つて、明るい展望を持つ新しい年を迎えることができました。すなわち、政府のとつた適切な諸施策が企業の自主的な努力と相俟つて、經濟の基礎は、昨秋ごろから次第に回復に向うに至りました。本年においては、さらに世界經濟の新たな動向に伴う輸出の伸びが見込まれるのであります。国内經濟が再び行き過ぎにならないよう、投資と消費に堅実な態度が望まれるのであります。政府は、このような見地から、底の浅いといわれるわが國經濟の安定した成長とその體質の改善をはかり、もつて國民生活の向上と雇用の増大を期し、確固たる經濟基礎の上に立つた福祉國家を実現することに一そその力を注ぎ方針であります。

明年度の予算と財政投融資計画は、このよきな基本方針に基き、財政の健全性を堅持することにより、通貨価値の維持と國際収支の安定を確保するとともに、かねての公約に従い、減税の實施、國民年金の創設、文教施設の充實、道路港湾の整備等の重要施策を積極的に推進することに重点を置きました。

予算の内容の詳細については、關係閣僚の演説に譲り、私は施策のおもなるものについて述べたいと思ひます。

まず、國民の税負担を軽減するため、國稅、地方稅を通じ、初年度五百三十億圓、平年度七百億圓をこえる減税を行ふことといたしました。これにより、所得稅、事業稅、物品稅、入場稅等について、特に大來負擔が軽減されることとなり、この面からも國民生活が明るさを増すことを期して居るのであります。なお、中央、地方を通ずる今後の稅制のあり方については、國民各層の意見をも徴し、その改善合理化をはかる所存であります。

わが國經濟の特質から考へて、輸出の増大をはかることは經濟成長の基本的な要件であります。昨年末實施された西歐諸國の通貨の交換性の回復によつて、輸出競争が一そ激化することと避けがたい現段階においては、わが國產業が、自由と責任の原則にのつと

り、みずから生産性の向上と経営の合理化に努めることが必要であります。政府としても、資金面において海外市場開拓の基盤を強固にし、また、輸出取引秩序を確立して過当競争を防止するなど、輸出振興のための施策を一そり積極的に進める方針であります。なお、中小企業については、税制上及び金融上助成の措置をさらに強化することといたしました。

農林漁業の生産力の持続的向上と経営の安定をはかることは、わが国農政の基調であります。政府は、土地改良等、生産条件の整備に努めるなど農林漁業全般について各般の施策を進めることとしております。しかしながら、今日の零細経営が、工業技術の進歩や流通経済の発展の趨勢の中にあつて、よく安定を保ち、その近代化をはかり得るようするには、根本的には、広い視野に立つた総合的な検討が必要であります。政府は、わが国において占める農林漁業の大きな役割とその特性にかんがみ、新たに調査会を設け、農林漁業に関する基本政策を確立いたしたいと考えております。

産業経済発展の基盤を強化するため、総投資額一兆円に及ぶ道路整備五カ年計画を強力に推進するほか、新

たに東海道鉄道新幹線と首都高速度路の建設を計画し、これを実施に移すことといたしました。さらに、港灣緊急整備のため特別会計を設け、輸出専用の埠頭を新設するとともに、石油、鉄鋼、石炭等、重要産業に関連のある港灣の整備を急ぐことといたしました。また、治山治水対策の緊要性にかんがみ、関係予算を増額するとともに、災害の早期復旧には特段の配意をいたしております。

消費水準が上昇して国民生活が年とともに安定した方向をたどっている反面、低所得階層の生活は一般水準との開きが大きくなり、加えて、高齢人口が目立つて増加していることなどは、見のがすことのできないところであります。社会保障制度の確立は、このような傾向にもかんがみ、政府が最も力をいたしてきたところであり、す。政府は、離出制を基本とする包括的な国民年金法の制定により、老齢、障害、母子等の年金を創設することとし、とりあえず、明年度においては、無離出制の年金を発足させることといたしました。また、国民健康保険は、

順調に普及を見ているところであります。また、さきに成立した新法律の実施によつて、医療保険未加入者約千六百万

人の早期加入を期し、かつ、その内容の充実をはかりたいと考えてあります。この国民年金制度の実施と国民皆保険の達成により、わが国の社会保障制度の基礎は確立されることとなります。しかし、社会保障制度の充実には、今後膨大な財政負担を伴うものであり、国民一人一人の懸命な努力に待たなければその実をあげ得ないのであります。この際、特に国民諸君の深い理解によつて、本制度がいよいよ堅実に発展することを期待してやみません。

多年にわたる懸案であつたいわゆるすし詰め学級や危険校舎の解消は、これを五カ年計画をもつて達成するほか、文教諸施設を整備し、教職員を充実することといたしました。また、道徳教育を振興し、基礎学力を高めるため、教育内容の改善を行い、義務教育の刷新充実をはかることとしたのであります。これと並んで、科学技術振興の長期かつ総合的な政策を樹立し、技術者の養成と施設の拡充に意を用い、世界の科学の進展におくれぬように努めたいと考えてあります。

なお、昨年来勤務評定の実施をめぐり、教育界にまことに憂慮すべき事態が発生したのであります。教職員が良識ある行動と国民の協力により、

今日においては、大部分の府県においてこれが実施を見るに至つたのであります。私は、本制度の趣旨がなお一そりよく理解され、教育秩序の確立によつて教育界が一そり明るくなることを期待してやみません。

青少年が明るい希望に燃えて心身の修練に励む機会を与え、その健全な育成をはかることは、かねて私が重視してきたところであります。貧困によつて勉学の機会を与えられない有為の青少年のため進学保障の育英制度をさらに推し進めるとともに、新たに全国から選抜された青年を海外に派遣して、その国際的視野を広める道を開き、また、国立中央青年の家の設置を初め、青少年活動のための施設の整備を行うこととしたのであります。

わが国の労働運動は、逐年健全化の道をたどつてきておりますが、なお一部に、かなり未成熟な面が見られることは事実であります。政府は、今後とも健全な労働慣行と労働秩序の確立をはかるため、さらに一そりの努力をいたすと考えてあります。公共の福祉を無視するがごとき労働運動については、きざんたる態度をもつて臨み決意であります。

雇用問題は、最近よりやく落ちつきの傾向を見せており、今後における経済活動の着実な上昇によつて逐次改善の方向に進むものと思われませんが、労働人口の増加にもかんがみ、特に、公共事業と財政投資の増大によつて積極的な雇用の拡大を期したいと考えてあります。また、最低賃金制度、中小企業退職金共済制度、産業災害防止計画等、諸般の施策を総合的に推進することにより、主として日の当たらない中小企業従業員の労働条件を改善し、その福祉を増進したいのであります。

最近、社会の一部において、法秩序を無視し、国会を軽視して、議会外の勢力によつて社会変革を遂げようとする反民主主義的勢力や集団による暴力が、公共の福祉を侵害していること、青少年の非行化の傾向とともに深く憂慮すべきところであります。かかる事態にかんがみ、政府は、さきに警察官職務執行法の改正を提案したのであります。その提案の時期、方法等において十分意を尽し得なかつたことを率直に認めるものであります。しかし、このような社会事情はなお解消していないので、政府は、国民世論の動向を慎重に見きわめつつ、国民の自由と規律が一切の暴力的支配から守られ

昭和三十四年一月二十七日 参議院會議録第八号 國務大臣の演説に関する件

ることを念願し、国民の理解を得てこれが検討を引き続き行ふこととしているのであります。

最後に、私は一言いたしたいと存じます。一部極端な分子が、外交、教育、労働等の各分野にわたり、イデオロギー一点ばりの公式論を振り回して、国家と民族との思想的な基礎をおびやかす傾向のありますことを、私は深く憂うものであります。すなわち、科学や産業技術が日進月歩の勢いをもって進展している今日、このより古い公式的な階級闘争論によって

議論が分断されることがあるとすれば、わが国は、世界の進運からひと取り残されることとなるのであります。世界各国の趨勢は、その政治形態は別として、いずれも生々はつらつとして、その国力の充実増進に全力を傾注しているのであります。私は、この変転する世界情勢のさなかにあって、わが国民が、民族的自覚と誇りとをもち、世界の平和と人類の福祉に貢献することを、心から期待するものであります。

以上、所信の一端を述べ、国民諸君の一段の理解と協力を切望してやみません。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 藤山外務大臣。
〔國務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) 第三十一回通常国会の再開に際しまして、政府の外交方針を明らかにいたしたいと思

います。過去一カ年間の国際情勢を顧みますれば、戦後久しきにわたる東西兩陣營の対立は、根本的には何ら緩和しておらず、世界は依然として東西兩陣營の力の均衡の上に立つて平和が保たれて

ます結果、局地的な形においては、武力をも背景とした紛争の種が随所にまかれていたのであります。過去一カ年を回顧いたしますれば、中近東の騒擾、台湾海峡の紛争等に加えて、さら

にベルリン問題の再燃等、局地的な形による東西間の抗争は相次いで起つておるのであります。類似の紛争が今後とも他に起り得ないとは、何人も断定いたしがねる情勢であります。か

か、情勢のもとにおいて、東西兩勢力の指導的國家の間に、あとを限りすべてを話し合ひによって解決しようとする機運が高まりつつありますことはまことに当然な次第であり、巨頭会議ないし外相會議開催の試みも、この意味において、当然歓迎せらるべきものであります。しかし、このような話し合ひが実を結ぶために最も必要なことは、関係各國が具体的かつ建設的な解決策を持ち寄り、相互の信頼と互諒の精神をもつて話し合ひを行うことであります。かかる用意のない限り、この種會議は常に空虚な宣伝に終るで

るに於いては、まず第一に、すべての国際問題は平和的手段によつてのみ解決すべきであると考へるのであります。ただし、眞の平和は平和的手段によつてのみ達成し得るのであります。武力をもつて事を処理しようとするれば、必ずや他の武力を誘発し、とどまるどころを知らないで

あります。次に、たとえ武力の行使を伴わずとも、その方法のいかんを問はず、いやしくも他國の内政に干渉し、またその秩序を乱し、あるいはその敵意や悪意をそそるがごとき行動は、相互に敵にこれを慎しむべきものと考へるのであります。以上の二点は、相互に他人の立場を尊重し合ひつつ平和的に問題を解決するといふ、民主主義の根本理念をそのまま國際社会に適用するものにほかならず、國際民主主義とも稱すべきものであります。また、これこそ、わが國平和外交の本旨でありまして、世界の安全と福祉を保障すべき機運としての國際連合もまた、実にこのよ

うな精神に出でるものであります。私は、各國がかかる精神に徴しますならば、世界の平和はおのずから招来されるものと固く信ずるのであります。

ここに、私は、政府の当面する重要外交問題につき、一言いたしたいと思ふのであります。

申すまでもなく、國際連合は、世界の平和と安全の支柱として大きな意義と価値を有するものであります。加盟国ひいては全世界の安全がもつぱら國際連合によつて保障されることが最も望ましい次第であります。しかしながら、他面、現下の國際情勢を反映し、國際連合が、大國の拒否権行使によつてしばしば多数者の意思の実現をはばまれ、また、緊急事態に際して迅速かつ有効な措置をとり得ぬ欠陥があることも、広く認められて

いるところであります。かかる欠陥が是正され、國際連合が眞の平和維持機構として確立されるまでは、加盟國は、國連に協力しつつも、みずからの努力と責任によつて自己の平和と安全とを保障する必要が存するのであります。わが國が米國との安全保障条約によつてその防衛を達成しようとするゆゑも、ここにあらるのであります。

思うに、わが國の中立を唱へ、あるいは集團的不可侵條約の締結によつてわが國の安全を保障すべしとの意見は、いずれも今日の世界の情勢を無視する觀念論にすぎないのであります。

昭和三十四年二月二十七日 参議院会議録第八号 國務大臣の演説に關する件

けだし、国家が中立国たることによつてその安全を保障するためには、その国にとり、右を可能とする政治上、經濟上、地理上及び軍事上の具体的条件を必要とするのでありまして、遺憾ながら、東西兩陣營が相對立し、しかも東亞の各地に、御承知のごとき不安定な政治經濟情勢が支配してあります。今日、かかる政策をとることは、わが国の安全を達成するゆえんではないのであります。(拍手、発言する者あり)

また、東西兩陣營にわたる集团的不可侵條約によりわが国の安全を確保しようとする考えにつきましては、一般軍縮問題についても、奇襲防止問題についても、東西間に何らの実効的な話し合いの成立しておりません現状においては、不可侵條約の名も、具体的保障措置を伴わざる限り、容易に国家の安全をゆだね得ないのであります。このことは、わが国自身過去の歴史においても経験したところでありまして、

全保障の軸として、よくその使命を果してきたのであります。しかしながら、その間わが国力も漸次回復することも、自衛力の漸増も行われ、國際社会におけるわが国の地位も向上して参りました結果、現行安全保障條約に合理的な修正を加える必要が一般に痛感されて参つたのであります。米國政府が、この点に十分の理解を示し、今次改定交渉に應ずるに至りましたことは、同國がわが国の自主性をあらためて確認し、対等の協力者としてその立場を尊重しつつ、相ともに、極東、ひいては世界の平和維持に貢献しようとする意図を示すものであると考へるのであります。

われわれは、わが国の置かれてゐる國際的環境を冷静かつ現実的に判断するとともに、みずから果すべき責務は進んで果たすという熱意と覚悟とが必要なのであります。政府といたしましては、本件交渉を進めるに當り、國民各位の声を十分に反映しつつ、早期にこれが妥結をはかる所存であります。この点、各位の十分なる御理解を期待する次第であります。

次に、共産國諸國とわが國との關係について一言いたしましたと思ひます。もとより、自由民主主義國たるわが國

といたしましては、國際共産主義の浸透は、断じてこれを容認し得ないところでありまして、しかしながら、このことは決して共産主義諸國との友好關係を無視ないし輕視しようとするものではないのであります。すなわち政府は、共産國諸國との間にも、相互の立場を尊重しつつ、平和的な關係を維持増進することに努めたいと考へるのであります。これが、ひいては東西間の一般的緊張緩和に資することを期待する次第であります。

わが國とソ連との間には、すでに國交が回復され、通商貿易の道も開かれています。ソ連政府が、今日なお、わが國の領土に關する正当な要求を認めません結果、平和條約の締結がおくれであり、またこれを理由にして、北海道近海漁業問題に關し話し合いを拒否してありますことは、まことに遺憾であります。

次に、中國大陸との關係について所見を申し述べたいと思ひます。中共が中國大陸に政權を掌握して以來、相當の時日も経過しております結果、中共の問題が世界政治においても重要な問題となりつつあることは、御承知のとおりであります。由來、わが國と中國

大陸とは、經濟的にも、文化的にも、密接な關係にあり、従つて相互に貿易を行うのが自然の状態であり、またこれによつて双方に利益がもたらされるのであります。しこうして、本來、これらの交流關係は、双方が互いに善意をもつて相手方の立場を尊重し合うならば、國交の有無にかかわりなく、これを維持し發展せしめ得るはずであると信ずるものであります。事実、わが國と中共との貿易は、昨年五月まで逐次伸長して参つたのであります。その後、中共側がこれを断絶した結果、自來今日まで貿易は再開されるに至っておりません。しかしながら、政府といたしましては、日中貿易の促進が相互の經濟的利益に合致するゆえんであると信じます。ゆえに、わが國としても自主的立場を捨てることなく、今後とも現状打開に努力する所存であります。私は、中共側におきましても、この際、相互にその政治的觀念と秩序とを尊重するとの建前のもとに、日中貿易の促進と善隣關係の樹立に資するよう、すみやかに現在の障害除去に努めることを希望するものであります。

韓國との關係につきましては、御承知のごとく、兩國政府は、過去久しきにわたり、漁業区域、船舶、文化財、

在日韓國人の法的地位及び請求權等、兩國間の懸案について、意見の交換ないし討議を行なつて参つたのであります。右のうち、特に漁業区域に關する韓國側のいわゆる李ラインに關する主張は、それが従来の國際通念に反するものであり、またわが國民生活にも至大の影響を与えるべきものであることにかんがみ、政府は、単にわが國民の利益に合致するのみならず、世界の良識ある人々を納得せしめ得るよう公正妥當な方法で解決すべく、忍耐強く努力する所存でありまして、本件解決こそ自余の案件解決の鍵となるべきものであります。交渉は、いまだ所期の進展を示すには至っておりませんが、これらの努力は決してむだではなく、相互の信頼感の回復に必ずや役立つものとして考へるのであります。

次に、わが經濟外交上の重要な問題について、政府の見解と方針を申し述べたいと思ひます。

最近の國際經濟において、最も注目すべき出来事は、昨年末、欧州主要諸國が一斉にその通貨の交換性を回復する措置をとつたことでありまして、これらの措置は、基本的には貿易及び為替の自由化の方向に沿うものであり、またポンド、マルク等の西歐通貨が、ま

昭和三十四年二月二十七日 参議院會議録第八号 内務大臣の演説に關する件

すす国際通貨としての信用と機能を増大し、世界貿易がそれだけ増進され

が、この東京総会が、国際貿易の拡大と世界経済の繁栄に一時期を画するもの

に、この数年来とみに重要性を増しつ

が、国際貿易の増大と世界政治の安定に必要

が、特に、アジア、中近東、アフリカ諸

上のごとき観点から、政府はこれら

技術協力を通じ、諸国の経済開発計画

に、この際、わが国貿易の将来の発展

幸いに、各国における貿易上の諸制限

において開催される運びになりましたが、この東京総会が、国際貿易の拡大

に、この数年来とみに重要性を増しつ

が、国際貿易の増大と世界政治の安定に必要

が、特に、アジア、中近東、アフリカ諸

上のごとき観点から、政府はこれら

技術協力を通じ、諸国の経済開発計画

に、この際、わが国貿易の将来の発展

幸いに、各国における貿易上の諸制限

して、政府といたしましては、今後とも

文化の交流は、わが国民と諸外国国民

平和的な気運の醸成をはかることは、

以上、私は、わが国の当面する外交

私は、かねがね、一國の外交の成否

は、その方針が国民の願望と必要に沿

外交を進めまうに當って、十分国民の

ありませう。さきに外交政策の基調とし

て述べましたところは、ひつきより、

私は、わが国外交の衝にある身とし

は、政府のかかる方針について、各位

○議長(松野鶴平君) 佐藤大蔵大臣。

○國務大臣(佐藤榮作君) ここに昭和

願みれば、昭和三十三年のわが国経

おむね伸び悩みの状態を続けて参りま

りか、わが国経済を取り巻く環

向も、一部になお若干の問題を残して

このように内外の経済情勢には好転

戦後、わが国経済は急速な成長を遂

すれば国内需要の過度の膨張を伴い

も均衡のとれたものであるとは言い

予想されるのであります。これらを考

えあわせまうと、経済の急激な変動を

得る健全なものにしなければならぬ

ことを痛感いたすのであります。すなわち、経済の安定成長とその質的改善が、わが国当面の経済政策の基本となるべきであると信ずるものであります。

次に、昭和三十四年度における財政政策について申し述べます。

まず、経済の安定成長を期するため、長期にわたり通貨価値の安定を確保することを第一義として、財政の健全性を堅持することといたしました。

これがため、一般会計の規模は、租税収入その他の普通歳入と経済基盤強化資金の使用とによって支弁し得る範囲にとどめるとともに、財政投融资に

いても、新規原資のほかは、合理的な限度において繰り越し資金を使用し、民間資金の活用をはかることといたしました。

次に、経済の質的改善に資するため、国民生活の安定向上と経済基盤の充実強化をはかることを主眼とし、減税の実施、国民年金制度の創設、道路及び港湾の整備拡充並びに公立文教施設

の整備充実等の重要施策を推進することといたしました。

このような方針のもとに編成いたしました昭和三十四年度の財政の規模は、一般会計予算においては、歳入歳出とも一兆四千九百九十二億円であります。昭和三十三年予算に対し九百八十億円の増加となり、財政投融资計

画においては五千九百九十八億円であります。昭和三十三年当初計画に対しては八百四十五億円の増加となっております。これは経済の健全な成長を財政の面から着実に実現していくために必要なものであり、また、経済の発展に歩調を合せた適度なものであると確信いたします。

以下、政府が特に重点を置きました重要施策について申し上げます。

まず、中央、地方を通ずる減税を中心とする税制の改正であります。

この減税は、低額所得層の負担軽減を通じて、国民生活の安定向上と中小企業の経営の改善をはかることを主眼としたものであります。

所得税につきましては、扶養控除を引き上げるとともに、最低税率の適用範囲を拡大することといたしております。

この改正により、たとえば、夫婦と子供三人の五人家族の給与所得者の場合、所得税を課されない限度が、現在の約二十七万円から約三十三万円に引き上げられるなど、低額所得者の負担は著しく軽減されるのであります。

このほか、退職所得の特別控除額の大幅な引き上げ、物品税及び入場税の軽減合理化を行うことといたしております。

次に、地方税につきましては、特に中小企業の税負担の軽減をはかるため、個人事業税の基礎控除を、現行十二万円から二十万円に引き上げ、法人事業税の税率を引き下げるとともに、所得税の減税に伴う住民税の軽減、固定資産税の免税点の引き上げ等をはかることといたしております。

以上の改正により、初年度におきましては、国税四百三十二億円、地方税百一億円、計五百四十三億円の減税となり、また、平年度におきましては、国税四百八十八億円、地方税二百二十九億円、計七百七十七億円の減税となるものと見込まれるのであります。

このような減税を行う反面、最近の経済情勢に即応して、租税上の各種特別措置について所要の整備合理化をはかることと、道路整備の財源に充てるため揮発油税の引き上げを行うなど、各税の要請にこたえて税制の改正を行うことといたしております。

なお、租税と一般の債権との関係の合理的調整をはかる等のため、国税徴収法を全面的に改めることといたしております。

しかしながら、税制につきましても、経済の推移等に照らし、なお解決を要する問題が少なくないのであります。

企業課税のあり方並びに国及び地方団体を通ずる税体系の確立の問題は、その最も大きなものであります。

政府をいたしましては、この際、法律により税制調査会を設置し、広く

各界の意見を求めて、これらの問題の解決をはかりたい所存であります。

次に、社会保障の充実を努めたことでもあります。

民生の安定向上が、社会的にも経済的にも重要な意義を持つことは言うまでもないところであります。

政府は、今回新たに老齢・障害・母子の三年金の制度を創設することといたしました。

昭和三十四年度におきましては、これを無条件の繰上り金として支給を開始することとし、所要額百十億円を計上しております。

また、国民皆保険計画の推進、児童保護、結核対策、失業対策、住宅建設等、各般にわたりそれぞれ相当の増額を行い、社会保障の充実に努めることといたしております。

次に、経済発展のための基礎部門の整備拡充であります。

昭和三十四年度におきましては、道路、港湾の整備を中心に大幅に経費を増額計上いたしました。

すなわち、道路整備につきましても、昭和三十三年以降五カ年間に総額一兆円に達する資金を投入することとし、昭和三十四年度は、この計画に即して、一般会計において二百九十五億円を増額いたしましたのであります。

港湾につきましてもは四十八億円を増額計上しているものであります。

このほか、特に輸出、石油、鉄鋼、石炭等にかかると特定港湾については、今回新たに特定港湾施設工事特別会計を設

け、その急速な整備を行うことといたしております。

このほか、治山治水、災害復旧等につきましても、それぞれ事業の重点的遂行に必要な予算措置を講ずることとし、また、電力、輸送等、基礎部門の開発につきましても、既定計画の遂行に必要な資金措置を講ずることといたしました。

次に、農林漁業につきましても、そのわが国経済に占める地位の重要性にかんがみ、昭和三十四年度においても格別の配慮をいたしたのであります。

すなわち従来に引き続き生産基盤の充実と流通の改善とに重点を置いて、その振興をはかることとしております。

これがため、土地改良、開拓、林道開発、漁港整備等の事業に約五十五億円を増額するほか、農林漁業金融公庫の融資ワケを拡大し、また、農林水産物の流通改善のために各種の措置を予定しているものであります。

る計画を立て、教員数の充足と文教施設整備の整備を遂行することとし、義務教育費国庫負担金、文教施設費等、各般にわたり相当の増額を行うこととした。また、科学技術の振興につきましては、既定計画により原子力関係機関の研究施設の整備を進めるほか、基礎的研究部門を整備充実するための国立学校運営費等の増額、各省試験研究機関における研究要員の待遇改善、民間の研究に対する助成等の措置を通じて、各分野における均衡ある進展を期することとしたしております。

次に、中小企業につきましては、そのわが国産業における役割と特質にかんがみ、国民金融公庫及び中小企業金融公庫において、合せて一千五百五十五億円の貸付を予定し、これに必要な資金措置を講ずるほか、商工組合中央金庫に対する政府出資を増加するなど、中小企業金融の一その円滑化をはかるとともに、これら三機関の貸出利率の引き下げを行い、減税と相俟って、その経営の改善に資することいたしました。さらに、中小企業設備近代化のための経費を増額いたしますほか、新たに中小企業退職金共済制度を創設し、経営の安定と従業員の福祉の増進をはかることとしたしております。

次に、輸出振興が経済の安定成長のため欠くべからざる条件である点にかんがみ、昭和三十四年度におきまして

も、輸出増進のための経費及び資金の確保には特に留意いたしております。すなわち、国連特別基金への加入、技術援助の強化等に要する経費を計上するほか、日本輸出入銀行に対する財政資金の供給に格段の配慮をいたしていただいております。

次に、地方財政について申し述べます。地方財政は、ここ数年來の国、地方を通ずる健全化の努力等によりまして、全体としては著しく改善されてきております。昭和三十四年度におきましては、地方税の減税を予定する一方、地方財政の基礎をさらに強化するため、地方交付税の率を一%引き上げ

て二八・五%とし、昭和三十二年度精算分を含め、地方交付税交付金を二百四十六億円増額計上するほか、地方団体の起債のワクを拡大するとともに、その資金の重点的な配分をはかることとしたしております。これらの措置により、地方団体の行政水準の向上と住民福祉の増大が推進されることと存じますが、地方団体におきましても、この際さらに経費使用の合理化をはかり、財政の一その健全化に努められよう希望いたします。

なおこの際、昭和三十四年度予算と同時に提出いたしました昭和三十三年度一般会計予算補正について一言申し述べます。今回の補正は、義務教育費国庫負担金、災害復旧費等の義務的経

費の追加を主たる内容とするものでありまして、その総額は百十八億円であります。その財源といたしましては、砂糖消費税、関税等の自然増収及び専売増収の増加等をもってこれに充てることとしたしております。これにより昭和三十三年度一般会計予算の歳入歳出の総額は、それぞれ一兆三千三百三十億円となるのであります。

以上、予算に關連する重要施策について申し述べましたが、次に金融政策について一言いたします。

経済の安定成長と質的改善をはかるためには、申すまでもなく国民貯蓄の増強が必要とされるのであります。同時に、投資の量と質とを常に適正に保つことがきわめて重要であります。投資の適正化は、まず民間経済の自主的な調整に待つべきものと考えられるのであります。そのためには、企業が堅実な投資態度を持するとともに、金融機関が、真にその健全性、合理性を発揮することが肝要であります。

本年度に引き継ぎ昭和三十四年度においても、財政は相当の撒布超過となる見込みであります。これは資金供給の緩和により、金利水準の低下と金融機関の日本銀行依存の是正とをもち、金融の正常化を招来する好機であると信じます。私はこの際、金融機関に対し、その資産構成の健全化、支払い準備の充実、経営の合理化等に努

めるとともに、過当競争を排除し、融資の適正化をはかるよう協調を保つことを、強く要請いたすものであります。政府といたしまして、常に経済情勢の推移に留意し、日本銀行の金融調節機能の弾力的な運用と相俟って、財政金融を通じて適切な調整に遺憾なきを期する所存であります。

また、私は、企業が自己資本の充実に努め、長期資金はできる限り増資または社債によってこれを調達するなど、企業の自主性の確保と経営の安定とに心がけるよう希望いたします。政府といたしまして、再評価積立金の資本組み入れの促進をはかり、増資登録税の軽減を行うなど、企業資本の充実を一その推進したいと考えております。

次に、為替政策の基本的方向について申し述べます。

今般わが国は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の出資増加に際し、特別増額割当を受ける見込みであります。これは、わが国経済発展の実績に徴し、世界経済におけるその重要な役割が信認されたからにはかならないものと考へます。申すまでもなく、国際通貨基金の目的とするところは、為替及び貿易の自由化と、国際協調による世界貿易の拡大、世界経済の繁栄にあるのであります。すでに西歐諸国においても、通貨の交換性を回復して、着

着とこの方向に進みつつあるのであります。わが国としても、このような基本的動向に即して、今後の為替及び貿易政策を進めて参ることが必要であると存じます。この際、政府は、為替管理のあり方等につきまして、単に技術的な問題にとどまらず、より広い見地に立って、根本的に検討して参りたいと考へます。同時にまた、このよう

な為替及び貿易の自由化の傾向により、国際競争がますます激化するものと予想されることは、先にも申し述べた通りでありまして、われわれとしては、従来に増して輸出増強への努力を傾ける必要があると存じます。

以上のような自由化と国際競争の激化という情勢を考へますと、やはり輸出増強をはかり、外貨準備を着実に増大させていくことが肝要であり、また、通貨価値の安定を政策の基本として堅持することが、いよいよ必要となつてくることを痛感するのであります。私は、わが国経済がこのような基礎の上に発展して参りますならば、世界経済の中にあつて、その前途はまことに明るいものがあると信じて疑わないのであります。

以上、わが国の当面する内外の経済情勢と、政府の財政金融政策の基本方針を明らかにするとともに、予算の概要を説明いたしました。

私は、ここに提出いたしました予算を中軸とする財政経済の諸施策が、経

濟の健全な成長を進め、希望に満ちたわが國の將來を約束するものであることを確信いたします。

今や海外諸國における自由化と合理化への機運は、まことに注目し値するものがあります。わが國もこのような國際的動向に歩調を合せつつ、自由と責任の原則に基く民間經濟の自主的な活動を基礎として、經濟の發展に努めて参らねばなりません。政府といたしましては、國民のはつらつとした創意と工夫とを十分に生かしつつ、國民經濟の均衡ある發展のために合理的調整を行い、もつて國民生活の安定と雇用の増大を著実に推進して参る所存であります。

何とぞ政府のこの方針を了とせられ、全幅の御協力を賜はるよう切望する次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 世耕國務大臣。

〔國務大臣世耕弘一君登壇、拍手〕

○國務大臣(世耕弘一君) ここに、昭和三十四年度を迎えるに当りまして、最近における内外經濟情勢と、これに對処すべき經濟運営の基本方針を明らかにいたしました。國民各位の深い御理解と御協力を得たいと存じます。

まず、わが國の經濟の最近の動向を顧みますと、一昨年春、緊急総合対策を実施いたしました以来、經濟は調整過程に入ったのでありますが、よりや

せ始めまして、その後、今日に至るまで、おおむね予測通り順調な足取りで推移して参つておるのであります。

すなわち、消費は緩慢ながら伸び続け、輸出は次第に停滞状態を脱して上昇傾向に転じてきたものと思われれます。設備投資は、若干の低下はありましたが、在庫投資は上昇に転じ、さらに財政支出も増加しております。これら内外の需要の増大によりまして、鉱工業生産は、大部分の業種が増産に転じ、出荷もこれと並んで増加し、物価は全般的に見れば下げとまりから強含みの傾向となつていのであります。

翻つて海外の經濟情勢を見ますと、まず米國の經濟は、昨年春ごろから立ち直りのきざしを見せ始め、その後急速に回復いたしました。經濟の基調は依然として上昇的であります。

次に、西歐經濟は、目下のところ景氣調整期にあります。各國政府の景氣回復策と輸出の立ち直りを背景として、速からず上昇に転ずるものと期待しております。

他方、後進諸國について見ますと、依然沈滞状態を脱してはおりませんが、本年の後半には、次第に先進諸國の景氣回復の影響も及んでくるものと思われれます。

な經濟協調や後進諸國に対する援助の積極化が予想されますので、本年の世界貿易は、昨年よりやや拡大に向かうものと思われれます。もつとも、わが國の輸出市場をめぐる諸情勢を展望いたしますと、日本品に対する制限運動

や、後進諸國に対する西歐、ソ連、中共の激しい進出など、案を許さない要素があり、また欧州共同市場の発足や為替自由化などの新たな事態が生じておられますので、わが國の輸出増進のためには、なお一段の努力を必要とすると思われれます。

以上述べましたような内外の諸情勢を勘案いたしました。本年は、さきに策定いたしました長期經濟計画の構想に基きつつ、適度な經濟成長とわが國經濟の質的改善をはかることを經濟運営の基本方針とする考えであります。

すなわち、民間經濟の成長力に財政の適度な働きを加えることによつて、經濟の安定的成長をはかり、あわせて、日本經濟のうちにひそむ質的欠陥を是正していきたいと存じます。

このような見地から、本年度におきましては、輸出の振興、經濟協力の推進など、國際的な經濟交流の一そのの拡大をはかることを初めとして、道路、港湾、輸送など、産業の基盤強化に役立つ公共事業投資を拡充したいと考えております。また、産業秩序の確立、企業資本の充実、金融の正常化な

どにつきましては、政府といたしましても逐次所要の対策を確立推進して参りたいと存じます。

さらに經濟の均衡ある發展をはかるために、農林水産業につきましては、生産基盤の整備拡充と近代化を著実に推進するとともに、中小企業につきましては、一そのその組織化、近代化を推進いたしました。わが國産業構造の弱い面を強化するように努力したいと存じます。

このほか、經濟の發展におくれないうちに、民生と雇用の両面につきましては特別の配慮をいたすことといたしまして、國民年金や減税の実施を初めとして、經濟成長に伴う雇用の増大、雇用状態の質的改善などに努めたいと考えております。

ただいま申し述べ参りました經濟運営の基本方針によりまして經濟を運営して参りますならば、昭和三十四年度の主要經濟指標はおおよそ次のこときものになると考えられます。

すなわち貿易及び國際収支につきましては、為替ベースで輸入は二十九億ドル、輸出は三十億ドル程度と見込まれます。國際収支は、貿易外収支を考慮いたしますと、実質で約一億六千万ドルの黒字が期待されるのであります。また、個人消費支出は堅実な伸びを示し、財政支出も増大するほか、民間設備投資はやや減退するといたしま

しても、在庫投資及び住宅投資は増加し、需要は全体として増加が見込まれております。かくして、鉱工業生産水準は、昭和三十三年に比べて六・一％程度の上昇になるものと考えられます。(しつかり読め「質問する者の身にもなつてみる」を呼ぶ者あり、笑声)

物価は、内外の需要の拡大はありますが、まだ相当に供給の余力が存在することを勘案いたしますならば、おおむね強含み、横ばい程度に推移するものと思われれます。

この結果、昭和三十四年度の國民總生産は約十兆七千六百億となり、昭和三十三年に比較して、実質五・五％程度の經濟の成長を見ることとなります。この國民總生産の規模は、長期經濟計画が想定しております昭和三十四年度の水準と、ほとんど隔たりのないものと考えられます。

以上、私は、内外經濟情勢と今後の經濟運営の基本方針について、あらまじ申し述べましたのであります。今後この方針を推進することによりまして、長期經濟計画が指向するわが國の經濟の安定成長と基盤の確立は、必ずや達成できるものと信じておるものがあります。なお、日本の經濟が過去に振返りまして、大幅な景氣変動によりにがみまして、特に政府といたしましては、經濟動向の推移に応じ、財政、金

昭和三十四年一月二十七日 参議院會議録第八号 國務大臣の演説に關する件

融及び産業各般の施策を、適時、彈力的に運営していく所存であります。つきましては、今後とも国民各位の一その御協力をお願いしてやまない次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございますが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十七分散会

○本日の会議に付した案件

一、故議員文教委員長竹中勝男君に對する追悼の辭

一、故議員文教委員長竹中勝男君に對し弔詞贈呈の件

一、日程第一 國務大臣の演説に關する件

出席者は左の通り

- 議長 松野 鶴平君
- 副議長 平井 太郎君
- 議員 島村 軍次君 松野 孝一君
- 佐藤 尙武君 北 勝太郎君

- 手島 榮君 中野 文門君
- 岸 良一君 加藤 正人君
- 加賀山之雄君 松平 勇雄君
- 武藤 常介君 森 八三一君
- 前田 久吉君 奥 むめお君
- 最上 英子君 泊水 久常君
- 早川 慎一君 野田 俊作君
- 西川甚五郎君 藤野 繁雄君
- 堀 末給君 豊田 重孝君
- 竹下 豊次君 谷口隆三郎君
- 新谷寅三郎君 紅露 みつ君
- 杉山 昌作君 後藤 文夫君
- 村上 義一君 石黒 忠篤君
- 一松 定吉君 鶴見 祐輔君
- 笹森 順造君 江藤 智君
- 仲原 善一君 西田 信一君
- 堀本 宜實君 鈴木 万平君
- 大谷藤之助君 稻浦 鹿藏君
- 吉江 勝保君 前田佳都男君
- 酒井 利雄君 三木與吉郎君
- 青柳 秀夫君 雨森 常夫君
- 川口爲之助君 小西 英雄君
- 館 西二君 山本 米治君
- 田中 茂徳君 有馬 英二君
- 大谷 笠瀨君 苦米地英俊君
- 近藤 鶴代君 小柳 牧衛君
- 井上 清一君 小林 武治君
- 斎藤 昇君 小山邦太郎君
- 石坂 豊一君 廣瀬 久忠君
- 草葉 隆圓君 安井 謙君
- 大野本秀次郎君 州村 松助君

- 黒川 武雄君 小林 英三君
- 重宗 雄三君 松村 秀逸君
- 石井 桂君 木島 虎藏君
- 柴田 栄君 宮澤 喜一君
- 平島 敏夫君 後藤 義隆君
- 西岡 ハル君 土田国太郎君
- 宮田 重文君 高野 一夫君
- 上林 忠次君 小澤久太郎君
- 小輪 治和君 藤原 久藏君
- 秋山俊一郎君 榎原 茂高君
- 上原 正吉君 石原幹市郎君
- 高橋進太郎君 鹿島守之助君
- 吉野 信次君 那 祐一君
- 津島 壽一君 堀木 健三君
- 木村篤太郎君 青木 一男君
- 西田 隆男君 泉山 三六君
- 林屋亀次郎君 勝保 稔君
- 大川 光三君 小柳 勇君
- 鈴木 強君 相澤 重明君
- 松永 忠二君 大矢 正君
- 森 元治郎君 鈴木 壽君
- 大河原一夫君 木下 友敬君
- 平林 剛君 加瀬 完君
- 安部キミ子君 伊藤 顕道君
- 矢嶋 三義君 江田 三郎君
- 天田 勝正君 荒木正三郎君
- 小林 孝平君 加藤シヅエ君
- 清澤 俊英君 堀橋 小虎君
- 栗山 良夫君 羽生 三七君
- 中村 正雄君 市川 房枝君
- 八木 幸吉君 野坂 参三君

- 岩間 正男君 長谷部ひろ君
- 辻 武壽君 竹中 恒夫君
- 大竹平八郎君 安部 清美君
- 北村 暢君 北條 簡八君
- 天坊 裕彦君 光村 茂助君
- 秋山 長造君 藤田 進君
- 亀田 得治君 小酒井義男君
- 河合 義一君 片岡 文重君
- 阿部 竹松君 高田なほ子君
- 曾根 益君 東 隆君
- 重盛 壽治君 佐多 忠隆君
- 橋 兼夫君 千葉 信君
- 内村 清次君 岡田 宗司君
- 山田 節男君 山下 義信君
- 三木 治朗君
- 内閣総理大臣 岸 信介君
- 法務大臣 愛知 揆一君
- 外務大臣 藤山愛一郎君
- 大蔵大臣 佐藤 榮作君
- 文部大臣 橋本 龍伍君
- 厚生大臣 坂田 道太君
- 農林大臣 三浦 一雄君
- 通商産業大臣 高崎達之助君
- 運輸大臣 永野 禮君
- 郵政大臣 寺尾 豊君
- 労働大臣 倉石 忠雄君
- 建設大臣 遠藤 三郎君
- 國務大臣 青木 正君
- 國務大臣 伊能繁次郎君
- 國務大臣 世耕 弘一君
- 國務大臣 山口喜久一郎君

政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

〔第四号参照〕

審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十八日

法務委員長 野本 品吉

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法試験制度運用の実情にかんがみ、第二次試験の試験科目等を改めようとするものであつて妥當な措置であると認めらるが、本委員会においては司法試験制度の重要性にかんがみ優秀な法曹の養成に遺憾なきを期するため別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

司法試験制度の重要性にかんがみ、政府並びに最高裁判所は、本改正案の運用について、特に次の諸点に留意

し、優秀な法曹の養成に遺憾なきを期せられたい。

(一) 第二次試験の科目については、今後大学の学制改革に対応して検討すべきこと。

(二) 司法試験管理委員会委員は、将来その適正な員数を増員するとともに、同委員並びに司法試験審査委員の選任に十分公正を期すること。

(三) 短答式試験においては、なるべく多数を合格させるよう考慮すること。

(四) 司法研修所の機構を拡充強化すること。

審査報告書

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十八日

農林水産 岡根 久藏
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、本年七月、八月

及び九月の豪雨及び暴風雨による被災のため、生産した米穀がその備用に著しく不足する被害米作農家に対して、備用米を特別価格をもつて売り渡す途を開こうとするものであつて、妥当の措置と認められる。

二、費用

この法律施行のための費用として約二千万円を必要とする見込であつて、これが措置については今後にのこされている。

審査報告書

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十八日

農林水産 岡根 久藏
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、災害による被害の激甚な地域における農地及び林道の災害復旧事業に対し、国が行う補助の率を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律施行のための費用として、本年災害については現在までのところ約四千三百万円を必要とする見込みであつて、これが予算的措置は昭和三十四年度以降に講ぜられる予定である。

審査報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十九日

建設委員長 早川 慎一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、災害復興住宅融資の施行状況にかんがみ、災害復興住宅の建設に附随する整地等に要する資金についても貸付を行うことができるようにするとともに、災害復興住宅の貸付金の償還期間の延長を図つたものであつて、概ね妥当なる措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十九日

議院運営 安井 謙
委員長

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は一般職の職員の場合により国会議員の秘書が十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する経費は、約百六十七万四千円であつて昭和三十三年度においては、既定予算の節約により支給するものである。

審査報告書

賠償等特殊債務処理特別会計法の

一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十九日

大蔵委員長 前田 久吉
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、「日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定」に基いて、わが国がラオスに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理の経理を本特別会計で行うことができることとし、よりとするものであつて適当な措置と認められる。

二、費用

この法律施行のため原則として二年間にわたり総額十億円を要するが、昭和三十三年度は、本特別会計予備費から約三億円程度の支出が見込まれている。

審査報告書

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十九日

大蔵委員長 前田 久吉
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において百八億円相当額

を限度として外貨債を発行すること
とができることとし、その発行限
度の繰越しその他所要の規定を設
けようとするものであつて適当な
措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、昭和三十
三年度特別会計予算補正(特第1
号)に外貨債の発行に関する諸経
費として五億一千五百十五万三千
円が計上されている。

〔第五号参照〕
審査報告書

繭糸価格の安定に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十三年十二月二十日

農林水産 関根 久蔵
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、繭及び生糸の需
給の近況にかんがみ、現行法を改
めて、日本輸出生糸保管株式会社
の乾繭の買入価格について特例を
定めるとともに、同会社が買入等
によつて保管する生糸又は乾繭の
政府買入限度を増額しようとする

ものであつて、適当な措置と認め
られる。

二、費用

この法律案実施のための費用と
して五十億円を必要とし、昭和三
十四年度予算においてこれが予算
措置が講ぜられることになつてい
る。

審査報告書

公共用水域の水質の保全に関する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十三年十二月二十日

商工委員長 田畑 金光
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、公共用水域の水質の保
全を図り、あわせて当該水域の水質
の汚濁に関する紛争の解決に資す
るため、指定水域の指定、水質基準
の設定、公共用水域に関する調査
基本計画の立案、水質審議会の設
置及び紛争処理機構の整備等を規
定したもので、当委員会として
は、いわゆる水質汚濁防止のため
妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つ
た。

二、費用

本法案に要する費用は、昭和
三十四年度分として差し当り九千
万円を予算に要求中である。

附帯決議

政府は本法の施行に当り、次の諸
点に関し、特段の努力をなすべきで
ある。

一、水質に関する科学的試験研究機
関を整備充実すると共に、必要に
応じ、一元的試験研究機関を設立
し、もつて水質保全の万全を期す
ること。

二、水質汚濁防止の実効を期すため
除害施設、下水道等に関し、財
政、金融並びに税制上の諸措置を
強力に講ずること。

三、地下水の汚濁防止について更に
検討を加え、適切な措置をとる
こと。

四、船舶の廃油等による水質汚濁に
ついて、その防止に遺憾なきを期
すること。

右決議する。

審査報告書

工場排水等の規制に関する法律
案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十三年十二月二十日

商工委員長 田畑 金光
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、製造業等における事
業活動に伴つて発生する汚水等の
処理を適切にするため製造業等に
所要の規制を加えるとともに、汚
水処理のための助成を行うことを
内容としたもので、当委員会とし
ては、公共用水域の水質保全のた
めに必要な措置と認める。

二、費用

本法案施行のため昭和三十四年度
分として約十一億円を予算に要求
中である。

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)

(郵送料共)

発行所

東京府新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三(三線)